

【別紙3】 評価表（施設・設備機能）

収集運搬（積替保管あり）

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境			
収集運搬 20点	運搬車輛の維持状況 3点	/	所有する車輛に、産業廃棄物を収集運搬している旨の表示、業者名、許可番号、積載量等を表示している。	/							
			使用するすべての車輛は、県へ届出している。								
			使用車輛は、全て有効な車検期間内である。								
	運搬設備・機材の管理 2点	/	/	運搬施設（車輛・機材・容器）は飛散・流出・悪臭の恐れがない。	/	1点		車輛はすべて自社使用の車輛である。			
				定期的な運搬車輛の点検（6ヶ月点検等）を実施し、記録が整備されている。				○			
				各車輛とも日常点検が実施され、記録が整備されている。				○			
	運行管理等 4点	/	/	※ 安全運転管理者が選任されている。（保有車輛5台以上）	/	1点		事故等による廃棄物の飛散、流出や火災等に対処するために車輛に必要なものが備えられている。			
				洗車場が確保され整備されている、又は、洗車できる構造、設備を有している。							
				1点				車輛を5台以上保有している。			
				1点				定期的に安全運転研修を行っている。			
	処理の情報管理 2点	/	/		/	1点		運転者ごとに事故歴、違反歴、運転免許証の有効期限等を把握している。			
								1点		運行管理表等で運行管理が確認できる。	○
	情報公開 6点	/	/		/	2点		電子マニフェストの利用実績がある。			
								3点		◎ インターネット上で車輛の型式、規模、能力（積載量等）、低公害車の導入状況等を公表している。	○
	環境に対する取組み 3点	/	/		/	3点	◎	インターネット上で直前3年間の廃棄物の種類ごとの受入量及び運搬方法ごとの運搬量を公表している。			
								1点		アイドリングストップ等、エコドライブの励行等の環境に対する取組みが実践されている。	○
								1点		低燃費車（平成27年度燃費基準達成車）の導入割合が20%以上ある。	○
	違法性	/	/	許可の範囲内で業務が行われている。	/	1点		低排出ガス車（平成17年規制以降の適合車）の導入割合が20%以上ある。	○		
				前年度実績等について毎年6月30日までに実績報告書を県に提出している。							
	特別管理産業廃棄物	/	/	※ 特別管理産業廃棄物とその他のものが混合するおそれのないように、区別して収集、運搬している。	/						
※ 収集運搬を行う者は、その収集運搬物に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱い際に注意すべき事項を文書に記載し、携帯している。（特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器にその事項が表示されている場合は、除く）											
感染性産業廃棄物	/	/	※ 必ず運搬容器に収納して行っている。	/							
			※ 運搬容器は密封可、収納容易、損傷しにくい構造である。								
			※ 冷蔵すること等腐敗防止のために必要な措置を講じている。								
PCB	/	/	※ 廃油、PCB汚染物、PCB処理物は、容器に入れ密封すること等揮発防止の措置及び高温にさらされない必要な措置を講じている。	/							

大項目	中項目	チェック欄	必須項目	チェック欄	点数	優良	評価項目・基準	環境
積替 保管 20点	施設の 環境保全 3点		保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生していない。		1点		産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透及び悪臭発生を防止するために必要な設備・構造等があり、維持管理計画が整備されている。	
			保管の場所には、ねずみが生息し、蚊、はえその他の衛生害虫が発生していない。				騒音、振動を防止するための維持管理計画が整備されている。	
			著しい騒音、振動が発生し、周囲の生活環境を損なわない必要な措置を講じている。				美観を保持するため維持管理計画が整備されている。	
			施設構内及びその周辺の整理・整頓・清潔の保持状況は適切である。				破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。	
	施設・設備の 維持管理 4点		施設の周囲に囲いが設けられている。また施錠できる門扉が設けられている。		2点		破損や老朽化しておらず、十分に耐久性のある囲い及び門扉である。	
			積替え保管場所であることを示す掲示板を設置している。				掲示版の老朽化、破損、汚れがなく、表示すべき事項が全て表示されている。	
	保管基準 2点		産業廃棄物の保管量の上限を超えて保管していない。 【積替え保管施設】1日あたりの平均的な搬出量×7		2点		保管量の上限を超えないように維持管理計画が整備されている。	
			許可品目以外の廃棄物が保管されていない。					
			※ 容器を使用せず屋外に保管する産業廃棄物は、高さの上限を超えていない。 ※ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、屋内で保管している。					
	廃棄物の 受け入れ態勢 5点		産業廃棄物を受け入れる際に、必要な分析又は計量を行っており分析・計量の記録が保管されている。		3点		トラックスケール等計量施設が施設内にあり、廃棄物の搬入・搬出が管理されている。	
			受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに管理している。				受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに保管し管理できるマニュアルが整備されている。	
	危機管理 3点		産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態に対する対応マニュアルが備えられている。		3点		異常事態に対する対応マニュアルが備えられており必要な流出防止機材・応急措置の機材がある。また危機管理教育・防災訓練等を定期的に行っている。	
	情報公開 3点				3点	◎	インターネット上で保管施設ごとの能力（面積、保管上限等）の情報を公表している。	○
	特別管理 産業廃棄物		※ 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けている。					
※ 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、容器に入れ密封する等、腐食防止に必要な措置を講じている。								
※ 特別管理産業廃棄物である廃石綿等は、梱包する等飛散の防止に必要な措置を講じている。								
※ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等の腐敗防止に必要な措置を講じている。								

(注1) (優良) ◎印は環境省「優良産廃処理業者認定制度」対応項目

(環境) ○印は環境省「環境配慮契約法の基準」配慮項目

(注2) ※印は該当施設のみでの評価項目